

焼津市の人事行政の運営状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況及び主な増減理由

(平成22年4月1日現在)

区分 部門		職員数(人)			主な増減理由
		平成21年度	平成22年度	対前年増減	
一般会計	市長部局等	615	614	△1	事務事業の見直しによる減
	教育関係	140	131	△9	事務事業の見直しによる減
	消防関係	120	123	3	消防組織の充実による増
	小計	875	868	△7	
特別会計	病院	623	622	△1	事務事業の見直しによる減
	病院以外	101	99	△2	事務事業の見直しによる減
	小計	724	721	△3	
合計		1,599	1,589	△10	

(2) 採用及び退職の状況(平成21年度)

区分 部門		採用 (人)	離職(人)								
			退職					免職		失職	合計
			定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
一般会計	市長部局等	16	22	0	10	1	0	0	0	0	33
	教育関係	10	3	0	6	0	0	0	0	0	9
	消防関係	7	1	0	2	1	0	0	0	0	4
	小計	33	26	0	18	2	0	0	0	0	46
特別会計	病院	64	3	0	56	0	0	0	0	0	59
	病院以外	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	小計	45	5	0	56	0	0	0	0	0	61
合計		97	31	0	74	2	0	0	0	0	107

(注) 1 採用は、平成21年4月2日から平成22年4月1日の間に採用した者の人数である。

2 退職は、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間に退職した者の人数である。

(3) 定員適正化のための数値目標及び進捗状況

- ・焼津市では、行政改革大綱に基づき、平成11年度から平成13年度までの3年間における定員管理計画を策定し、職員定数条例の定数の範囲内で職員の適正配置を行うことを基本方針とした。
- ・その後、新地方行革指針により、新たな定員管理計画を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間において、80人の人員削減を目標としたが、その間の行政需要の増大等の要因により、結果として32人の減となった。
- ・今後、平成22年度以降の新たな定員管理計画を策定することを検討する。

基準となる職員数	計画期間	計画		実績	
		削減数	削減率	削減数	削減率
1,621人(H17.4)	H17~H21年度	△80人	4.94%	△32人	1.67%

(注) 基準となる職員数は、合併前の焼津市、大井川町及び焼津大井川学校給食組合の職員数の合計である。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成21年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
千円	千円	%

(2) 職員給与費の状況（平成22年度普通会計当初予算）

（単位：千円）

職員数 (人) A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
875人	3,425,770	846,860	1,308,473	5,581,103	6,378

（注）職員手当には退職手当を含まない。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	335,600円	407,400円	42歳3月
教育職	287,700円	313,800円	38歳7月
消防職	287,600円	391,500円	36歳1月
技能労務職	326,400円	379,000円	50歳0月

（注）給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計である。

(4) 初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		焼津市	国
一般行政職	大学卒	178,800円	I種 179,200円 II種 172,200円
	高校卒	149,800円	III種 140,100円
教育職	大学卒	178,800円	
	短大卒	161,600円	
消防職	大学卒	185,800円	
	高校卒	155,700円	
技能労務職	高校卒	161,600円	136,100円
	中学卒	140,100円	128,400円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,700円	320,900円	369,600円
	高校卒	230,200円	287,500円	329,100円
教育職	大学卒	－円	－円	－円
	短大卒	－円	－円	－円
消防職	大学卒	279,100円	337,300円	－円
	高校卒	237,700円	295,900円	363,200円
技能労務職	高校卒	－円	－円	317,800円
	中学卒	－円	－円	－円

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数である。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	事務員・技術員の職務	13	2.2
2 級	主事・技師の職務	38	6.5
3 級	主任主事・主任技師の職務	71	12.1
4 級	主査の職務	197	33.5
5 級	係長・主任主査の職務	115	19.6
6 級	主幹の職務	74	12.6
7 級	課長の職務又はこれに相当する職務	62	10.6
8 級	部長、次長の職務又はこれらに相当する職務	17	2.9
計		587	100.0

(注)

- 「職員の給与に関する条例」に基づく一般行政職給料表の級区分による職員数である。
- 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 昇給期間短縮の状況

区 分		合計	行政職	教育職	消防職	技能労務職
平成 21 年度	職 員 数 (A)	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
	比 率 (B) / (A)	— %	— %	— %	— %	— %
平成 20 年度	職 員 数 (A)	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
	比 率 (B) / (A)	— %	— %	— %	— %	— %

(8) 期末手当及び勤勉手当の状況 (平成21年4月1日現在) (単位: 月分)

区 分	焼津市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.25	0.70	1.95	1.25	0.70	1.95
12 月期	1.50	0.70	2.20	1.50	0.70	2.20
計	2.75	1.40	4.15	2.75	1.40	4.15

(9) 退職手当の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	焼津市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
1人当たりの平均支給額	5,715千円	24,381千円	—	

(注) 1人当たりの平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

(10) その他の主な手当の内容

ア 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給率	3.0%
1人当たり平均支給年額 (平成21年度普通会計決算)	千円

(注) 平成17年度までは、調整手当 (4.5%) を支給

イ 特殊勤務手当 (平成21年度普通会計決算)

区 分		全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合		%
1人当たり平均支給年額		千円
手当の種類 (手当数)		20
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	1 ごみ処理手当 2 し尿取扱手当 3 救急出動手当 4 救急救命士手当
	多くの職員に支給されている手当	1 救急出動手当 2 ごみ処理手当 3 し尿取扱手当 4 用地交渉手当

ウ 時間外勤務手当 (平成20年度及び平成21年度普通会計決算)

平成21年度	支給総額	千円
	1人当たり支給年額	千円
平成20年度	支給総額	225,998千円
	1人当たり支給年額	247.2千円

エ 扶養手当、住居手当及び通勤手当 (平成21年4月1日現在)

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は 1人につき 6,500円 ただし、配偶者のない職員の 扶養親族のうち1人目のみ 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳 の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	
住居手当	[借家・借間居住者] 支給対象者 12,000円を超える 家賃・間代を支払 っている職員 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限度額 16,000円 最高支給限度額 27,000円 [自宅居住し世帯主である場合] 支給額 4,000円	一部 異なる	[借家・借間居住者] 国と同じ [自宅居住し世帯主である場合] 支給なし

通勤手当	[交通機関等利用者]		[交通機関等利用者]	
	最高支給限度額	55,000円	最高支給限度額	*55,000円
	[交通用具等使用者]		[交通用具使用者]	
	片道1km以上 2km未満	2,500円	片道5km未満	2,000円
	片道2km以上 4km未満	5,500円	片道5km以上10km未満	4,100円
	片道4km以上 6km未満	7,400円	片道10km以上15km未満	6,500円
	片道6km以上 8km未満	9,300円	片道15km以上20km未満	8,900円
	片道8km以上10km未満	11,200円	片道20km以上25km未満	11,300円
	片道10km以上12km未満	13,200円	片道25km以上30km未満	13,700円
	片道12km以上15km未満	15,000円	片道30km以上35km未満	16,100円
	片道15km以上20km未満	17,300円	片道35km以上40km未満	18,500円
	片道20km以上25km未満	19,300円	片道40km以上45km未満	20,900円
	片道25km以上30km未満	21,200円	片道45km以上50km未満	21,800円
	片道30km以上35km未満	23,200円	片道50km以上55km未満	22,700円
	片道35km以上40km未満	25,500円	片道55km以上60km未満	23,600円
	片道40km	27,800円	片道60km以上	24,500円
	駐車場料金を負担する者	4,000円	最高限度額	75,000円
	[併用者(交通機関と交通用具)]		[併用者(交通機関と交通用具)]	
	最高支給限度額	55,000円	最高支給限度額	*55,000円
				* 新幹線等利用者は20,000円を限度に加算有

(11) 特別職の給与等の状況

(平成22年4月1日現在)

		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給料	市長	884,000円	6月期	2. 1月分
	副市長	708,000円	12月期	2. 3月分
			計	4. 4月分
報酬	議長	490,000円	6月期	1. 6月分
	副議長	426,300円	12月期	1. 7月分
	議員	401,800円	計	3. 3月分

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (平成22年)

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで

(2) 年次有給休暇の使用状況 (平成21年)

区分	一人当たり平均使用日数
市長部局等	7.0日
教育委員会	7.0日
消防防災局	8.0日
計	7.1日

(3) 特別休暇等の導入状況

(平成22年4月1日現在)

	概要
特別休暇等	<p>・下記の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 負傷・疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合</p> <p>イ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p> <p>ウ 証人、裁判員、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等へ出頭する場合</p> <p>エ 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合</p> <p>オ 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者及び身体上又は精神上の障害がある者等を支援する社会に貢献する活動を行う場合</p> <p>カ 結婚する場合</p> <p>キ 8週間以内に出産する予定である場合</p> <p>ク 出産後8週間</p> <p>ケ 生後1年に達しない子を育てるための授乳等を行う場合</p> <p>コ 配偶者が出産する場合</p> <p>サ 配偶者の出産前後の期間に子どもの養育を行う場合</p> <p>シ 忌引の場合</p> <p>ス 父母の追悼のための特別な行事を行う場合</p> <p>セ 夏季における心身の健康の維持等を図る場合</p> <p>ソ 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合</p> <p>タ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合</p> <p>チ 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合</p> <p>ツ 生理日において勤務が困難である場合</p> <p>テ 通勤利用する交通機関の混雑が母体又は胎児に影響を与える場合</p> <p>ト 妊産婦が定期検診を受ける場合</p> <p>ナ 業務が母体又は胎児に影響があると認められる場合</p> <p>ニ 妊娠に起因する障害のため、勤務することが困難である場合</p> <p>ヌ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又はシャ断、感染症の患者に対する入院勧告その他感染症予防上必要な措置により勤務することが不相当である場合</p> <p>ネ 職員の親族が負傷又は疾病のため、看護が必要となった場合</p> <p>ノ 配偶者、父母等の介護のため、勤務しないことが相当である場合</p>

(注) 取得要件、取得日数等は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成21年度）

		育児休業（人）	部分休業（人）
市長部局等	男性	0	0
	女性	31	0
教育委員会	男性	0	0
	女性	3	0
消防防災局	男性	0	0
	女性	0	0
合計	男性	0	0
	女性	34	0

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数である。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (平成21年度)

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0	0	13	0	13
教育委員会	0	0	0	0	0
消防防災局	0	0	0	0	0
合 計	0	0	13	0	13

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

(2) 懲戒処分者数 (平成21年度)

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
消防防災局	0	0	1	0	1
合 計	0	0	1	0	1

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言う。